

○ 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターのおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>○ 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーター<small>の</small>脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通大臣告示第五百六十六号）</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百三十七条の二</u>第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーター<small>の</small>脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一から第三までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第四に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百三十七条の二</u>第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーター<small>の</small>脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）<u>第</u>二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける</p>	<p>○ 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーター<small>の</small>脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通大臣告示第五百六十六号）</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第百三十七条の二</u>第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーター<small>の</small>脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一から第三までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第四に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第百三十七条の二</u>第一号ハに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーター<small>の</small>脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）<u>第</u>二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上</p>

る屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令
第二百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ (略)

ハ 建築物に設ける令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に
掲げる昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（
これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場
合を含む。）、令第二百二十九条の八第一項並びに令第二百二十九条
の十二第一項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、
籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は
物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造
であること。

二 (略)

第二 令第三百三十七条の二第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落
、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びに
エレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建
築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上主要な部分につ
いては、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 地震に対して、増築又は改築に係る部分以外の部分の規模及び
構造が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める構造計算（
それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であ
ること又は平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準
によって地震に対して安全な構造であることを確かめること。

(1) 法第二十条第一項第二号に掲げる建築物の区分に該当するも
の 同号イ後段に規定する構造計算

(2) 法第二十条第一項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に
該当するもの 同項第二号イ後段又は第三号イ後段に規定する
構造計算

ロ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震時に
係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造

から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百
二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ (略)

ハ 建築物に設ける令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に
掲げる昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（
これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場
合を含む。）、令第二百二十九条の八第一項並びに令第二百二十九条
の十二第一項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機のかごが
、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内
の人又は物が昇降路内に落下し、又はかご外の物に触れるおそれ
のない構造であること。

二 (略)

第二 令第三百三十七条の二第二号ロに規定する建築物の倒壊及び崩落、
屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエ
レベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建
築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイ及びロに定め
るところによる。

イ 地震に対して、法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規
定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構
造耐力上安全であること又は平成十八年国土交通省告示第百八十
五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを
確かめること。

ロ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震時に
係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造

耐力上安全であることを確かめること。

二・三 (略)

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。

イ (略)

ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあつては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめることによつて地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

(1) 法第二十条第一項第二号に掲げる建築物の区分に該当するもの
第二十一号イ(1)に定める構造計算

(2) 法第二十条第一項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当するもの
第二十一号イ(2)に定める構造計算

ハ (略)

ニ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によつて建築物

耐力上安全であることを確かめること。

二・三 (略)

第三 令第三百三十七条の二第三号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。

イ (略)

ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）が法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によつて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあつては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめることによつて地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

ニ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によつて建築物

ハ (略)

ニ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によつて建築物

全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十條第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものであって、令第四十六條第四項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成十三年国土交通省告示第五百四十号第一から第十までの規定）に適合するものについては、この限りでない。

二・三（略）
第四（略）

全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十條第四号に掲げる建築物のうち木造のものであって、令第四十六條第四項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成十三年国土交通省告示第五百四十号第一から第十までの規定）に適合するものについては、この限りでない。

二・三（略）
第四（略）